

医療情報取得加算について

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めております。

正確な情報の取得・活用のために、国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記の通り診療報酬の点数を算定いたします。

2024 年 12 月～

初診時 (月 1 回)	1 点
再診時 (3 か月に 1 回)	1 点